

障害者虐待防止研修

障害者総合相談支援センターにしおみや
(西宮市障害者虐待防止センター)

障害者虐待防止法とは①

成立と内容

【成立】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援などに関する法律」

平成24年10月1日施行

【内容】

障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害者を擁護する人に対しての支援措置を講じることを定めたもの。

課題

- 虐待の気づき（支援者も本人も）
- 「通報」のハードル
- 障害者虐待防止法の周知

※西宮市の虐待防止・対応マニュアルは市のHPからダウンロード可能

障害者虐待防止法とは②

定義（障害者とは）

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

⇒障害者手帳の有無は関係なし

⇒本人の自覚は関係なし

「障害者虐待」3つのケース

養護者による虐待

「養護者」とは、障害者の身辺の世話や金銭管理などを行う、障害者の家族、親族、同居人等です。また、同居していないても、本人の身辺の世話をしている親族や知人などが該当する場合があります。

障害者福祉施設従事者等による虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者福祉施設または障害福祉サービス事業者等に関わる業務に従事する人です。

使用者による障害者虐待

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする人です。この場合の事業主には、派遣労働による役務の提供を受ける従事者なども含まれます。

虐待の種類と具体例

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、しばりつける、閉じ込める等

性的虐待

性的な行為や接触を強要する、わいせつな会話をする、わいせつな映像を見せる等

心理的虐待

怒鳴る、ののしる、仲間に入れない、こども扱いする、無視をする等

ネグレクト

食事や水分を与えない、入浴や着替えをさせない、排泄の介助をしない、受診させない、第三者による虐待を放置する等

経済的虐待

本人の同意なしに年金を使ったり、財産や預貯金の処分・運用をする、日常生活に必要な金銭を渡さない等

5

虐待を受けたと思われる、疑われる障害者を発見した場合…

生命又は身体に重大な危険が生じているかどうかに関わらず、速やかに市町村に通報しなければならない。

⇒通報を迷わない

通報者の個人情報は保護されます。

❗通報時に虐待が確定しているかどうかにとらわれる必要はありません！

⇒通報義務の意識を持つ

通報は義務です！「通報」と言うハードルが高ければ…「まずは相談」と考えて！

⇒通報時間に気を使わない！虐待通報・相談は24時間対応のホットラインがあります。

いつでも相談できる！

6

大切なのは、虐待の早期発見・早期対応

障害者虐待への対応は、本人をとりまく環境で起こっている問題が深刻化する前に、早期に発見・早期介入することが重要です。

そのために必要となるのは…

- ⇒各々の職場環境での虐待問題に対する意識（気づく力）の向上
- ⇒行政、地域、関係団体とのネットワーク強化

虐待対応（支援）の早期介入の必要性について

①障害者の安全確保

⇒生命に関わる場合は緊急保護対応ができる。

②障害者の自己決定への支援

⇒本人が本来持っている、生きる力や自信を取り戻していく。

（長期にわたり虐待を受けている場合、エンパワメントが困難になる）

⇒虐待防止法の目的は、『地域で自立した生活を円滑に営めるようにすること』

③養護者や事業所に対する支援

⇒障害者虐待の発生要因を把握し、養護者や事業所への支援をおこなう。

（発生要因：閉鎖的な空間での人間関係や介護疲れ、障害に対する無理解や専門性の不足、金銭的要因や個人のストレス等）

虐待に『気づく力』を高めるには

①本人の自覚は問わない。

被虐待者のなかには、本人自身が状況を認識できていなかったり、その状況が「あたりまえ」になっていたり、「自分が迷惑をかけてしまっているからこれくらいは仕方ない」と我慢をしている場合が少なくありません。（パワーレス状態）

そのような場合は、支援者や本人に関わる人たちが小さな兆候や違和感を見逃さないことが重要です。

虐待に『気づく力』を高めるには

②「虐待をしている」という自覚を問わない。

虐待を意識的に行っているケースの方が稀です。また、虐待を行った人や事業所への支援が必要な場合が多いです。本人のためと思い行った支援が、実は不適切支援に繋がっていた、という例もあります。

虐待行為が意図的ではなくても、障害者が苦痛を感じていたり、不適切な支援を行っていた場合には速やかに通報（相談）し、少しでも早く虐待環境の改善に向けての支援を開始することが重要です。

虐待に『気づく力』を高めるには

③虐待をしている人、受けている人の関係性をよく見る。

被虐待者は「仕方のないこと」と感じていたり、虐待を受けている本人も相手をかばうために虐待の事実を否定したり相手を擁護する場合があります。

身近にいる支援者は、両者の気持ちを汲み取りながら支援を行っているため、虐待状況に対して客観的に介入することや、通常の支援の中で虐待の解消に向けての支援は難しい状況にあります。

より客観的な視点で現状をとらえ判断し、支援者と連携して虐待状況を解消していくために、「障害者虐待防止法」があるのです！

大切なのは、防止にむけた取り組み

■事業所の運営体制（法人指導課より）

■職員の意識向上にむけた取り組み

障害者福祉施設従事者による障害者虐待の防止

1.管理者・職員の研修、資質向上

人権の尊重や障害者虐待について高い意識を持ち、支援技術の向上と組織としてのノウハウを共有する。

2.職員が相談しやすい環境設定

3.個別支援の推進

利用者一人ひとりに対して、個々のニーズに応じた個別的な支援を充実させていくことが虐待や権利侵害を防いでいく。

☞施設で起こる虐待は、その職員一人の問題ではありません。支援について悩んだり、現場で気になることがあればすぐに相談し合える環境づくりやが必要です。

13

支援についての話し合いができる、相談できる環境が大切

大切なのは、職員同士での振り返り

1. 日常化している支援について
(問題と思ってないことが多い)
2. 職員自身の特性について
(支援の癖、ストレス)
3. 一人の職員の「声」が優先される職場になっていないか
(新人職員の声が消される)

14

本人のことを知ったうえでの個別支援計画の作成

本人の生活全体を意識しながら支援する

- ・家庭や友人などの状況
(本人を取り巻く環境にストレス因子はないのか?)
- ・本人の特性について
(虐待を受けやすい因子はないのか?)
- ・本人の力や家族力について
(解決力や発信力についての評価)

15

虐待を未然に防ぐには

- ☆障害者虐待防止の周知と、障害のある人の権利擁護についての啓発・障害に対する正しい理解を促進する取り組みをおこなう。
- ☆家族が孤立することのないよう、地域支援のネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービス等の利用を促進していく。
- ☆日々、家族や支援者間で相談ができる関係性を構築する。
- ☆日々の支援の中で、虐待の起こる可能性を認識し、予防の意識を持つ。

関係機関との連携・協力の体制構築

1. 虐待の予防にむけた支援
2. 虐待状況の解消にむけた支援
3. 自立にむけた本人中心支援

障害者虐待の発生には、様々な要因が複雑に影響している場合が多いため、様々な制度の活用や知識が必要となってきます。そのためには複数の関係機関の連携、協力が必要不可欠です。

■ ■ 虐待防止のために

- ▷ 私は〇〇さんにこうしたけど大丈夫だったかな？
- ▷ 〇〇さんは本当にこれがしたいのかな？
- ▷ なんか違和感。気になるな…

と、悩み始めた時には、迷わず誰かに相談を！
その相談が、障害者を権利侵害から護ることに繋がります。